

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第85号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(家賃の減額)</p> <p>第14条の2 知事は、入居者又は入居予定者が次の各号のいずれかに該当する世帯（第2号から第5号までに掲げる世帯にあつては、生活保護法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）の対象となっている世帯を除く。）に属すると認めるときは、別表第3に掲げる基準により、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて減額する。</p> <p>(1) <u>住宅扶助の対象となっている者</u>で、疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されているものが属する世帯</p> <p>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）が課税されていない者だけで構成される世帯</p> <p>(3) 市町村民税が課税されていない者又は地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割のみを課せられている者で構成される世帯（<u>前号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(4) 市町村民税を免除されている者が属する世帯（<u>前2号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(5) 市町村民税を減額されている者が属する世帯（<u>前3号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第14条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 70%;">減額の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般県営</td> <td>第14条の2第1項</td> <td>家賃の額から当該世帯の住宅扶</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	減額の内容	1 一般県営	第14条の2第1項	家賃の額から当該世帯の住宅扶	<p>(家賃の減額)</p> <p>第14条の2 知事は、入居者又は入居予定者が次の各号のいずれかに該当する世帯に属すると認めるときは、別表第3に掲げる基準により、その者に係る県営住宅の家賃を1年を超えない範囲内で期間を定めて減額する。</p> <p>(1) <u>生活保護法第11条第1項第3号に掲げる住宅扶助（以下「住宅扶助」という。）の対象となっている者</u>で、疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されているものが属する世帯</p> <p>(2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（以下「市町村民税」という。）が課税されていない者だけで構成される世帯（<u>住宅扶助の対象となっている世帯を除く。</u>）</p> <p>(3) 市町村民税が課税されていない者又は地方税法第292条第1項第1号に掲げる均等割のみを課せられている者で構成される世帯（<u>前2号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(4) 市町村民税を免除されている者が属する世帯（<u>前3号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(5) 市町村民税を減額されている者が属する世帯（<u>前各号</u>に掲げる世帯を除く。）</p> <p>(6) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表第3（第14条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区分</th> <th style="width: 20%;">対象者</th> <th style="width: 70%;">減額の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 一般県営</td> <td>第14条の2第1項</td> <td>家賃の額から当該世帯の住宅扶</td> </tr> </tbody> </table>	区分	対象者	減額の内容	1 一般県営	第14条の2第1項	家賃の額から当該世帯の住宅扶
区分	対象者	減額の内容											
1 一般県営	第14条の2第1項	家賃の額から当該世帯の住宅扶											
区分	対象者	減額の内容											
1 一般県営	第14条の2第1項	家賃の額から当該世帯の住宅扶											

住宅等	第1号に掲げる世帯に属する者	助の支給を停止されている者（ <u>第14条の2第1項第1号に規定するものをいう。以下同じ。</u> ）に係る住宅扶助の額を差し引いた額の減額
	略	
2 特別県営住宅	第14条の2第1項第1号に掲げる世帯に属する者	家賃の額から当該世帯の <u>住宅扶助の支給を停止されている者</u> に係る住宅扶助の額を差し引いた額の減額
	略	

備考 略

住宅等	第1号に掲げる世帯に属する者	助受給者に係る住宅扶助の額を差し引いた額の減額
	略	
2 特別県営住宅	第14条の2第1項第1号に掲げる世帯に属する者	家賃の額から当該世帯の <u>住宅扶助受給者</u> に係る住宅扶助の額を差し引いた額の減額
	略	

備考 略

第1号様式(第7条、第8条の3関係)
(表面)

略

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由(住宅困窮状況)は何ですか。(複数回答可)
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家(所有者氏名) (申込者との続柄)
(処分する場合は、その理由)
 - イ 民間借家アパート(契約者氏名) (申込者との続柄)
(月額家賃)
退去を求められている場合は、その理由
 - ウ その他(住宅名)
(契約者氏名) (申込者との続柄)
(月額家賃)

〔 〕

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者(世帯)
- 8 犯罪被害者等の世帯(配偶者等からの暴力被害者(世帯)を除く。)
- 9 社会福祉協議会支援世帯

第1号様式(第7条、第8条の3関係)
(表面)

略

(裏面)

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由(住宅困窮状況)は何ですか。(複数回答可)
 あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族(夫婦及び未成年の子)と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他

〔 〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家(所有者氏名) (申込者との続柄)
(処分する場合は、その理由)
 - イ 民間借家アパート(契約者氏名) (申込者との続柄)
(月額家賃)
退去を求められている場合は、その理由
 - ウ その他(住宅名)
(契約者氏名) (申込者との続柄)
(月額家賃)

〔 〕

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次のうち該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者(世帯)
- 8 犯罪被害者等の世帯(配偶者等からの暴力被害者(世帯)を除く。)

第8号様式 (第14条の2 関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅家賃減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏名 ㊟

次のとおり家賃の減額を受けたいので申請します。

現在の家賃	円
減額希望期間	年 月から 年 月まで 月間
減額の理由	<ol style="list-style-type: none"> 住宅扶助の対象となっている者で疾病等による入院等のため住宅扶助の支給を停止されているものが属する世帯であること。 市町村民税が非課税の者だけで構成される世帯であること。 市町村民税が非課税の者及び均等割のみを課せられている者で構成される世帯又は均等割のみを課せられている者だけで構成される世帯であること。 市町村民税を免除されている者が属する世帯であること。 市町村民税を減額されている者が属する世帯であること。 入居者又は同居者の退職等により収入が減少したと認められる世帯であること。

家賃の区分	①家賃	減額率	②減額	減額後の家賃 ①-②
～10,000円	円	%	円	/
10,001円～20,000円	円	%	円	
20,001円～	円	%	円	
合 計	円		円	円

現在の家賃 A	減 額 B	減額後の家賃 (A-B)
円	円	円

- 備考 1 太線枠内は、記入しないでください。
 2 「減額の理由」欄は、該当する事項の番号に○を付けてください。
 3 減額の理由を確認することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 「減額の理由」欄の2から5までの世帯には、住宅扶助の対象となっている世帯は含まれません。
 5 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第8号様式 (第14条の2 関係)

(日本産業規格A列4番)

県営住宅家賃減額申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
(電話番号)
入居者 氏名 ㊟

次のとおり家賃の減額を受けたいので申請します。

現在の家賃	円
減額希望期間	年 月から 年 月まで 月間
減額の理由	<ol style="list-style-type: none"> 住宅扶助を受けている者が属する世帯であること。 市町村民税が非課税の者だけで構成される世帯であること。 市町村民税が非課税の者及び均等割のみを課せられている者で構成される世帯又は均等割のみを課せられている者だけで構成される世帯であること。 市町村民税を免除されている者が属する世帯であること。 市町村民税を減額されている者が属する世帯であること。 入居者又は同居者の退職等により収入が恒常的に減少すると認められる世帯であること。

家賃の区分	①家賃	減額率	②減額	減額後の家賃 ①-②
～10,000円	円	%	円	/
10,001円～20,000円	円	%	円	
20,001円～	円	%	円	
合 計	円		円	円

現在の家賃 A	減 額 B	減額後の家賃 (A-B)
円	円	円

- 備考 1 太線枠内は、記入しないでください。
 2 「減額の理由」欄は、該当する事項の番号に○を付けてください。
 3 減額の理由を確認することができる書類(所得証明書等)を添付してください。
 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第2条 香川県営住宅条例施行規則の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」及び備考8を削る。

第3号様式の3中「㊦」を削る。

第4号様式中「㊦」及び備考6を削る。

第5号様式中「㊦」及び備考7を削る。

第6号様式及び第7号様式中「入居者 氏名 ㊦」を「入居者 氏名 」に改める。

第8号様式中「㊦」及び備考5を削る。

第8号様式の2中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第9号様式中「㊦」及び備考4を削る。

第10号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第11号様式中「㊦」及び備考を削る。

第12号様式中「㊦」及び備考6を削る。

第13号様式中「㊦」及び備考5を削る。

第14号様式中「㊦」及び備考4を削る。

第15号様式中「㊦」及び備考2を削り、備考1を備考とする。

第17号様式中「㊦」及び備考4を削る。

第17号様式の2及び第18号様式中「㊦」及び備考を削る。

第19号様式(表)中「㊦」及び備考3を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。